新幹線プレス

2012年10月 19日No.80発行者成 田 隆 浩編集者教 宣 部

JR東海労新幹線地本

八ツ田さんと小黒さんの解雇は無効!!

東京地裁が判決!!

美世志会がJR東日本による不当懲戒解雇撤回を求めて争っている裁判で東京地裁民事 11部(白石哲裁判長)は、10月17日にハツ田さんと小黒さんの懲戒解雇は無効であるという 判決を下しました。

これは、この間の美世志会をはじめとしたJR総連の組合員と「支援する会」の連携による世論形成が功を奏した画期的判決といえます。



この勝利をステップに 美世志会全員の解雇撤回を勝ち取ろう!!

しかし、一方では梁次さん、大澗さん、上原さん、山田さんについては請求を棄却し懲戒解雇を認めるという不当極まりない判決を出しています。

そもそも、浦和事件はJR東労組を破壊するための策略であり、美世志会の仲間 7 名はその 犠牲者であるということを、再度私たちの中で明確にし、大衆にアピールするたたかいが問われ ています。

「えん罪蒲郡駅事件」「えん罪浦和電車機事件」のもつ本質を広く訴えるたたかいを通じて、 控訴審で美世志会全員の不当解雇を撤回するためにさらに奮闘しようではありませんか!